

Open Source Conference 2025 Online/Fall

OSSライセンスと著作権法のポイント

2025年10月17日

NEC OSS推進センター・姉崎 章博



自己紹介

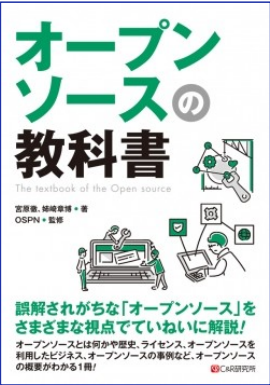
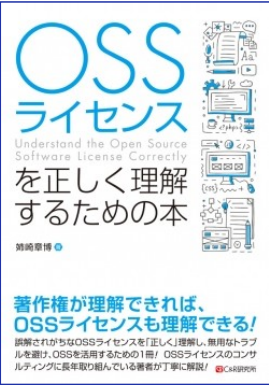
NEC OSS推進センター所属・姉崎章博

著書『OSSライセンスを正しく理解するための本』 (2021年)<https://c-r.com/book/detail/1425>

初版の訂正情報：https://www.c-r.com/reader/reader_errata_win.html?id=g_363-8.htm

共著『オープンソースの教科書』 <https://c-r.com/book/detail/1416>

第7章 オープンソースとライセンス の原文執筆(2021年)



汎用機ACOS

通信管理

OSIの標準化、実装

Linuxの実装、普及

IA-64 Linuxの実装

Linuxの普及

LinuxWorld

日本Linux協会

日本OSS推進フォーラム

OSSライセンス解説

2006 年 から NEC グループ内へ累計100回以上、3 千名以上へ集合教育

OSSライセンス コンサル

2008年 コンサル開始

2013年 著作権情報センター (CRIC) 第9回 著作権・著作隣接権 論文佳作入選「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」



OSSライセンスは、開発者がOSSに付けて公開

～この条件で再頒布を許諾しますよ、というものの。

開発者/開発プロジェクト	OSSライセンス
Linuxカーネル	GNU GPLv2
Apache Software Foundation	Apache License 2.0
FreeBSD Project	FreeBSD Copyright (二条項BSDライセンス)
etc.	

OSSライセンスの条件の内容は、主に2種類

- 各ライセンスで表現は様々ですが…
- GPLは、右のソース開示だけが条件と勘違いしている人が多いですが、
既存のBSDを流用するために、左の条件を**包含**しています。

著作権表示、条文本体、免責条項
を見えるように(コピー)すること、など

二条項BSDライセンスなど

バイナリのソースコードを
(または、その申し出を)添付すること、など

GPLなど

- これらは、義務ではなく、再頒布を許諾する条件です。

なぜ、許諾が必要かというと…

(創作性のある)プログラムは著作物として保護されているから

日本国 著作権法 第十条 (著作物の例示)

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は・・・その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 **プログラムの著作物**

※国際条約がありますから日本に限らず、
ほぼ世界中で著作権は保護されます。
特許のような登録も必要ありません

OSSライセンスは、OSSの受領者による再頒布などの行為、つまり、著作権の行使を許諾するもの

Webで公開

A diagram illustrating the architecture of OSS. On the left, the text "OSS" is written in a stylized font. To its right is a dark blue cloud icon. Three blue arrows originate from the right side of the cloud, pointing towards the right edge of the slide, representing data distribution or access to multiple endpoints.





○SS著作権(開発者)
=複製権の専有者

無断で**使用**可能
Apache HTTPD

ダウンロード

OSS
受領者

Samba

無断で**使用**可能

無断なら著作権侵害

Webで公開、

複製権の行使 再頒布



 アップロード

OSSライセンスの条件を 満たせば**許諾**されます



製造し生産・販売(再頒布)

複製権の行使

無断なら著作権侵害

許諾を得て
利用可能に
なります

OSSなら自由というわけではなく、自由になるように工夫されているのです

OSSは自由に使うことが出来る。しかし、OSSライセンスの制約に従わなければならない
と言った人もいましたが…

OSSは著作物ですから、OSSライセンスの許諾により、再頒布が可能になるのです

OSSライセンスは、再頒布(著作権行使)の許諾

というお話をしました

何かご質問はありますか？

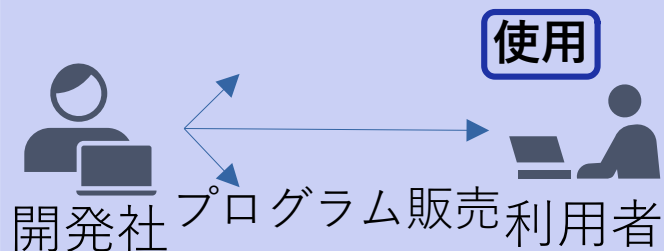
では、(商用)ソフトウェアライセンス(EULAなど)と

何が違うのか見てみましょう

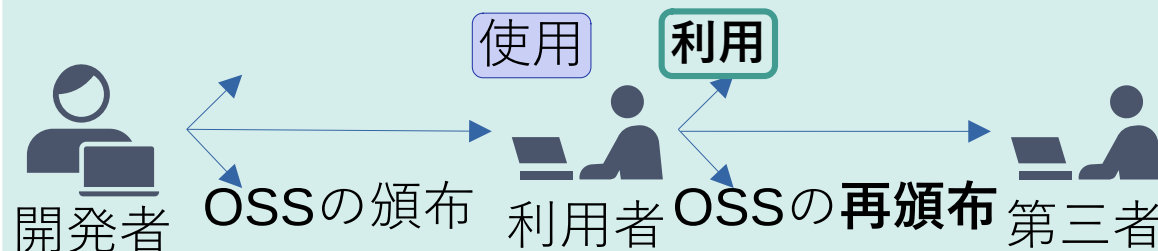
OSSライセンスは、ソフトウェアライセンス (EULAなど) と何が違うのでしょうか (1/3)

	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
1.主な許諾 内容 が違う	使用の許諾	利用の許諾

ソフトウェアライセンスは、一般に商用プログラムを(インストール)実行する際に、クリックオンなどで**使用**の許諾を確認するものです



利用者によるOSSの再頒布は、著作権法上の**利用**に当たり、無断で行えば著作権侵害のところ、OSSライセンスは、条件を満たせば許諾するものです



OSSライセンスは、ソフトウェアライセンス(EULAなど)と何が違うのでしょうか(2/3)

	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
1.主な許諾 内容 が違う	使用の許諾	利用の許諾
2.主な許諾 形式 が違う	契約 (双方の合意)	ライセンス (一方的な許諾)

ソフトウェアライセンスは、一般に**双方の合意**(agreement)としての**契約**です

The diagram illustrates the software license process. It shows a '開発社' (Developer) on the left and a '利用者' (User) on the right. A double-headed arrow between them is labeled '契約 (双方の合意)' (Contract (Mutual Agreement)). Below the developer is the text 'プログラム販売' (Program Sales). A box labeled '使用' (Use) is positioned above the user.

ほとんどのOSSライセンスは、**一方的な許諾**という本来の意味での「**ライセンス**」です

The diagram illustrates the OSS license process. It shows three participants: '開発者' (Developer), '利用者' (User), and '第三者' (Third Party). A large arrow labeled 'ライセンス (一方的な許諾)' (License (Unilateral Grant)) points from the developer to the user. Below the developer is 'OSSの頒布' (Distribution of OSS). Below the user is 'OSSの再頒布' (Redistribution of OSS). A box labeled '使用' (Use) is above the user, and a box labeled '利用' (Utilization) is above the third party. Arrows indicate the flow of OSS from developer to user, and from user to third party.

OSSライセンスは、ソフトウェアライセンス(EULAなど)と何が違うのでしょうか(3/3)

	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
1.主な許諾 内容 が違う	使用の許諾	利用の許諾
2.主な許諾 形式 が違う	契約(双方の合意)	ライセンス(一方的な許諾)
3.主な許諾 対象 が違う	プログラム 製品 (PP)	プログラムの 著作物

ソフトウェアライセンスは、一般にプログラム製品を使用(実行)する**全体**に対しての許諾です

製品

プログラム1

プログラム2

プログラム3

ソフトウェアライセンス

OSSライセンスの許諾対象は、個々のプログラムの著作物です

製品

プログラム1

OSSライセンス1

プログラム2

OSSライセンス2

プログラム3

OSSライセンス3

これだけ違えば、ソフトウェアライセンスの一種かのような表現は不適切



オープンソースは「ソースコードを誰でも自由に利用できる」とする
ソフトウェアライセンスによって、その利用を許可しています
と言う人もいましたが…

ほとんどのオープンソースは、
著作権の行使を条件付きで許諾するライセンスによって、
その利用を許可しています

OSSライセンスは、ソフトウェアライセンスの一種では ありません

というお話をしました

何かご質問はありますか？

そこを間違えたら、何が起きたのか見てみましょう

2009年12月14日 SFLC^{*1}にBest Buyなど14社がGPL違反で提訴^{*2}されました

*1:Software Freedom Law Center *2:<https://japan.cnet.com/article/20405353/>

- BestBuy - Blu-ray DiscPlayer
- Samsung - LCD HDTV's
- Westinghouse - LCD HDTV
- JVC - LCD HDTV and IP Network Camera
- Western Digital - WD TV HD Media Player
- Bosch - Security System DVR
- Phoebe Micro - wireless routers and IP Motion Wireless Camera
- Humax - HD HDTV DVR
- Comtrend - bonded modems
- Dobbs-Stanford - digital media player
- Versa Tech - weatherproof dual radio outdoor wireless access point
- ZyXEL - 4 Port Router
- Astak - security camera system with DVR and security system DVR devices
- GCI - digital music controller

欠席裁判で販売停止命令+損害賠償金\$9万+訴訟費用約\$4.7万

<https://mag.osdn.jp/10/08/05/1045202>

御社の製品が販売停止になった場合の損害額などがGPL違反の代償とも言えます

このような判例から「GPLの訴訟リスク」という人がいましたが、そもそも

OSSは一般に他人の著作物

ということを理解し、そのように扱っていなかったからではないでしょうか

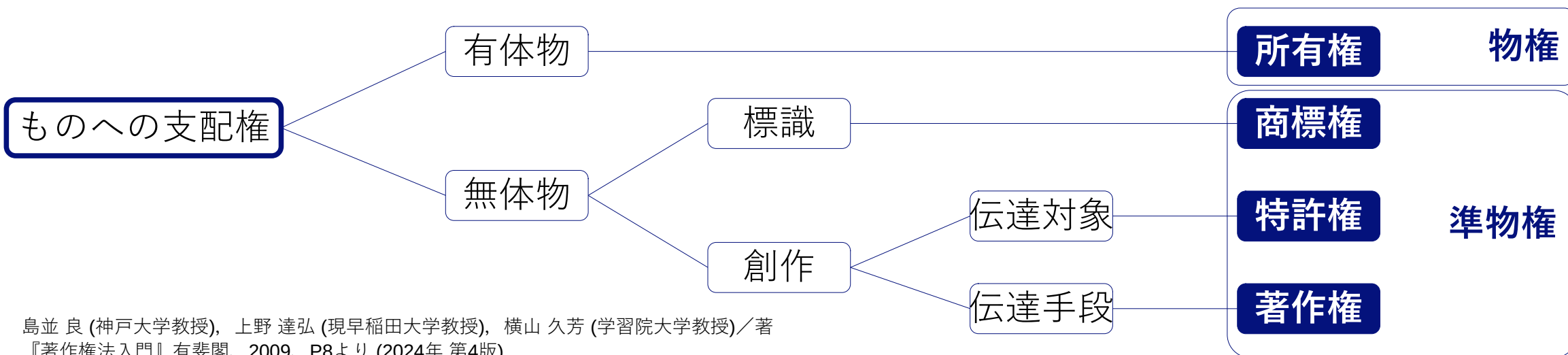
他人の著作物を使わせてもらうのですから、

その方の条件を理解して、扱うべきものです

なぜでしょう？

著作権も「ものへの支配権」の一つだから

民法上の物権・債権の



島並 良 (神戸大学教授), 上野 達弘 (現早稲田大学教授), 横山 久芳 (学習院大学教授)／著
『著作権法入門』有斐閣、2009、P8より (2024年 第4版)



契約(債権)と違い
何の手続きも無しに権利が発生しています

✓ そのため、意外に、著作権は所有権と扱いが似ていることをご存じでしょうか？

「GPLの訴訟リスク」とか言う人がいましたが、それ以前に 犯罪

他人の権利	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の持ち出し	GPLの著作物の頒布
行使が許される条件1	現金で支払い	ソースの添付
行使が許される条件2	約束(ツケ、カード払い)	ソース提供の申し出の添付
条件を満たさずに行使	窃盗(万引き)	著作権侵害(GPL違反)

窃盗(万引き)は、刑法 第235条により
「十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」

著作権侵害は、著作権法 第119条により
「十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科」
また、法人の場合、同第124条により
「三億円以下の罰金刑」

それでは、すでに、著作権侵害してしまっています

GPLでも要求されたら  ソース公開すれば良い
と言う人もいましたが…

「見つかったら、払えばいい」という万引きの言い分と変わりません
他人の権利を行使する前に、条件を満たさなければなりません

GPL違反などOSSライセンス違反は、著作権法違反 刑罰の対象です

というお話をしました

何かご質問はありますか？

それでは、著作権法について少し見てみましょう

主な著作権

- 日本国 著作権法

http://www.cric.or.jp/db/domestic/a1_index.html#2_3c

第三款 著作権に含まれる権利の種類

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する**権利を専有する**。

...

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する**権利を専有する**。

- アメリカ 著作権法 和訳

<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

…著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する**排他的権利を有する**。

(1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。

(2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。

(3) 以下省略

複製

改変

日米で表現は違っていても、複製や改変の権利は、**著作者が専有**することを法律で規定しています

世界中で、権利を専有している人だけが 許諾(ライセンス)可能なんです

GPLでライセンスされたOSSを複製、改変した著作物にも、GPLを適用しなければならない
という人がいましたが…



GNU GPLのOSSは、著作者(開発者)がGPLに記載された条件で複製・改変を許諾(ライセンス)しているのであって、受領者にGPLを適用する権利は、ありません

※「自分が改変したのだから、自分に権利がある」と勘違いしている人が少なくなかったから、それに合わせた言い回しだったのかもしれませんが

**OSSライセンスは一般的なルールではなく
専有する著作権を行使する条件を開発者が指定したもの
というお話をしました**

何かご質問はありますか？

それでは、具体的に**GPL**の条件を見てみましょう

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、

許諾条件1(BSDライセンス相当 + α)

『プログラム』(あるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。

許諾内容

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない:

a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)

b) 著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。(以下省略)

許諾条件2(ソース開示)

✓ 他人の権利の行使は、条件を満たした後でなければ、権利侵害になりますので、これらの許諾条件を頒布**前**に満たさなければなりません

✓ 条文の文言からも、頒布**前**でなければ「添付」はできませんから、頒布前の「条件」です

➤ GPLのソース開示は、頒布**後**に実施する「義務」**ではない**ということです

契約の義務かのように扱ってしまった例 …某携帯電話メーカー

ユーザー：すでにバイナリが頒布されているのに、ソースコードが公開されていないという状況はどのような理由によるものでしょうか？バイナリが頒布され、バイナリ入手者がソースコードを入手しようとしたとき、現在ではソースコードが入手できません。
このような状況は、GPLv2に照らし合わせて問題は無いのでしょうか？
問題ない場合は、どの条項を元に行っているのかお教え願います。

メーカー：社内対応を急いでおり順次公開させていただきますので、今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。尚、具体的なリリース日に関しては、次週後半よりアナウンスさせていただきます。
ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

- ✓ これは、万引きで捕まった人がこう言っているようなもの：「お金の工面を急いでおり順次お支払いさせていただきますので、今しばらくお待ち頂きますようお願いいたします。尚、具体的な支払日に関しては、次週後半よりアナウンスさせていただきます。」
- ✓ 万引きしたら、お金の「支払い義務」が発生するわけではありませんよね
- ✓ 『製品出荷したら、**GPL**のソースコードの「開示義務」が発生するのだから、粛々とその義務を果たせば良い』と勘違いしたかのような対応です

開示義務などと認識していると著作権侵害してしまう不適切な表現です

GPLでライセンスされたOSSは、ソースコードの開示が義務付けられている
と言っている人もいましたが…

GNU GPLのOSSは、ソースコードの開示がバイナリ形式での再頒布の際の、
許諾(ライセンス)条件の一つでしたね

※義務ではなく条件だから、頒布しなければ、ソース開示しなくても構わないわけです

OSSライセンスの条件を契約の義務と扱うことは

逆に、リスクがあります

という事例をご紹介しました

何かご質問はありますか？

そもそも、**GPL**の作成者は、義務が発生する「契約」のつもりで作成していないというお話をご紹介します

まずは、コロンビア大学・Eben Moglen先生の言葉

- GPLv2当時FSF法務担当で、のちに、GPLv3起草者の一人

<http://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html>

Licenses are not contracts: ライセンスは契約ではない

- 契約ではないならば、何なのかというと…

<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html><https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html>

a licence is a unilateral permission, not an obligation,
ライセンスは、一方的な許諾であり、(契約などの)義務などではない

- 「白髪 of 法学者は知らないだろうが」と皮肉った上で、先生が示した出典は…
ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の法学提要(the Institutes of Justinian)

最初にGPLを作成した Ricatd M. Stallman氏の言葉

- GPLを契約法に基づかせることを提案する弁護士へ、二つの正当な理由があるとして反論

<http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is the other possible choice.

著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、非常に**均質**である。

There's another reason not to use contract law: It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy. To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden. **What a pain in the neck!**

契約法を使わないもう一つの理由は、コピーを提供する前に、契約への正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼のサインをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、禁じられている。**うんざりする！**

作成者の意図に反して契約と扱って、適切な扱いができるわけがありません

GPLが著作権法に基づいているなら、むしろ、契約と考えなければならない
と言う人もいましたが…

「契約なら守らなければならないが、法律は破るもの」とでも考えているような論理は止めましょう

GPLの作成者は、むしろ、契約にしたくないと考えている

というお話をしました

何かご質問はありますか？

Linuxが普及し出して10年20年と、**GPL**条件を遵守させようとした思いが先走って、**GPL**は契約という話が数多く拡散したため、生成AIで問い合わせしても、そのような応えばかりなので注意しましょう

ウィキペディアのGPLのライブラリの伝播の誤解

https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU_General_Public_License#%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%96%E3%83%A9%E3%83%AA

ライブラリ

…、次のようないくつかの異なる見解が存在する。

見解1: プロプライエタリ・ソフトウェアを動的リンク、静的リンクすることはGPLに違反する

見解2: プロプライエタリ・ソフトウェアを静的リンクすることはGPLに違反するが、
動的リンクに関しては不明瞭

見解3: リンクは無関係である

※著作権を基にして、「結合著作物」で考えると、これも、
何が間違った言い分か、何が正しい言い分か、わかります

OSSライセンス コンサルティング <https://jpn.nec.com/oss/osslc/>

OSSを使った製品を開発した企業の多くで、OSSを頒布することになる特定製品に含まれるOSSと、そのOSSのライセンスを調べて、利用OSSの一覧を作成されています。

その次のステップとして、各OSSとライセンスに対する対応方法を検討されるかと思います。
本コンサルティングでは、以下の三つの方法で御社のライセンス対応をご支援いたします。

a) OSSライセンス対応策相談 – 期間3ヶ月、3アドバイス(61万円) (税別)

御社で対応策を作成したものの、疑問点があり、相談されたい方をご支援いたします

b) OSSライセンス対応例作成 – 期間1ヶ月以内で作成(81万円) (税別)

対応策を自作される前に、実際の1~2個のOSSでの対応例を示してほしい方をご支援します

c) OSSライセンス対応策提案 – 期間1ヶ月以内で作成(101万円) (税別)

御社での対応策の作成が困難な方に代わって、対応策をご提案いたします

また、OSSライセンスを正しく理解するための講義もご用意しております。

d) OSSライセンスの講義 – 1回2時間×2日間 (26万円20名まで、21万円10名まで、17万円5名まで) (税別)

新OSSライセンスの講義

- 前講義6Hの内容をスリム化して4Hに再構成。
- 1日目の概略編2Hで一通りお話して、2日目の個別編2Hで各ポイントを深掘りします。

1日目 概略編

1. OSS(オープンソースソフトウェア)とは何か
2. 代表的なOSSのライセンス
3. ライセンスの意味と著作権の関係
4. いかにしてOSSと付き合うか

2日目 個別編

5. 何をしたら「頒布」なのでしょうか
6. OSSライセンス対応
7. 二次的著作物の扱い
8. 著作物
9. 著作権法チップス

- 各日、10:00-12:00, 13:00-15:00, 15:00-17:00の枠からお選びください。
- 基本的にオンライン(Teams, Zoomなど)で実施させていただきます。
- 26万円20名まで、21万円10名まで、17万円5名まで (税別)の3パターンからお選びください。

NEC

\Orchestrating a brighter world